

# 改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主はマージン率を公開することが義務付けられました。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(令和 7 年 12 月時点)

## 【対象期間】

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

## 【派遣労働者数】

351 名

## 【派遣先事業所数】

13 社

## 【派遣料金の平均額】

24,360 円 (1 日 8 時間平均)

## 【派遣労働者の賃金の平均額】

14,888 円 (1 日 8 時間平均)

## 【マージン率】

39.0%

※マージンには派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金等の社会保険料、有給休暇費用、健康診断等の福利厚生費、社内外の研修や研修室勤務等の費用、会社運営経費等が含まれています。

## 【教育訓練に関する事項】

IT スキル講習・入職時基礎教育・派遣先従業員の教育活動 (QC サークル・KTY 活動等)  
リーダーシップ基礎教育・コミュニケーション研修・一般的な安全教育

## 【福利厚生に関する事項】

社会保険・年次有給休暇・定期健康診断

## 【派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別】

- ・労使協定を締結しているか否か：締結済
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期：2028 年 3 月 31 日